

海洋安全保障情報月報

2009年8月号



目次

2009年8月の主要事象

1. 情報要約

- 1.1 治安
- 1.2 軍事
- 1.3 外交・国際関係
- 1.4 海運・資源・環境・その他

2. 情報分析

南シナ海における関係各国の角逐

～領有権とEEZにおける第3国の軍事活動の是非を巡って～

本月報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

発行者：秋山昌廣

執筆者：秋元一峰、犬塚 勤、今泉武久、上野英詞、國見昌宏、小谷哲男、友森武久、毛利亜樹、
高田祐子

本書の無断掲載、複写、複製を禁じます。

2009年8月の主要事象

治安：ノルウェー海軍のフリゲートは1日、EU艦隊に参加するため、ノルウェーを出航した。派遣期間は6カ月間で、国連世界食糧計画の支援船の護衛とアデン湾での海賊対処活動を実施する。オランダ海軍のフリゲートも2日、EU艦隊に参加するためにオランダを出航し、アデン湾に向かった。ベルギー海軍のフリゲートも18日、ゼーブルッヘを出航し、「アフリカの角」海域に向かった。同艦は、EU艦隊に所属して、9月1日から12月13日まで、アデン湾からセイシェル沖までの海域で、海賊対処作戦に従事する。

ソマリアの海賊は2日、マレーシア籍船のタグ&バージ、TB *Masindra 7* (262GT) を7カ月ぶりに解放した。金額は明らかにされていないが、身代金が支払われた。

アデン湾でCTF-151の下で海賊対処活動実施中の韓国海軍駆逐艦、「文武大王」は5日、海賊容疑者を一時拘束したが、その後証拠不十分で釈放した。韓国海軍が海賊容疑者を拘束するのは、これが初めてであった。

エジプトの2隻の漁船、FV *Momtaz 1* と FV *Samara Ahmed* は13日、海賊の武器を奪って脱出した。両船は4月10日、アデン湾でハイジャックされ、34人のエジプト人が人質になっていた。

NATOは17日、新たな海賊対処作戦、Operation Ocean Shieldを開始した。新たな作戦行動は、これまでのOperation Allied Protectorや海賊対処任務で培ってきた経験を踏まえ、海賊対処活動により包括的なアプローチを採用することで、NATOの新たな役割を構築しようとするものである。

8月19日と22日、アデン湾で海上自衛隊のP-3CとEU艦隊との連携による、不審船の発見、立入検査による武器類の押収事案があった。防衛省のHPによれば、海上自衛隊のP-3Cは19日、アデン湾で警戒監視中に、はしごを積んだ不審な小型船を確認し、周囲を航行中の民間船舶及び他国艦艇に情報の提供を行った。EU艦隊のドイツ海軍フリゲートが現場に向かい、立入検査を実施し、武器を押収した後、該船を解放した。海上自衛隊のP-3Cは22日にも、はしごを積んだ不審な船舶が航行しているのを確認し、周囲を航行中の民間船舶及び外国艦艇に情報の提供を行った。この情報を受けたEU艦隊のノルウェー海軍フリゲートが立入検査を実施し、武器を押収し、7人の海賊容疑者を拘束したが、証拠不十分で釈放した。

フィリピンの労働雇用省は22日の声明で、日本の海賊新法によって少なくとも4万人のフィリピン船員が恩恵を受けることになろう、と述べた。

米海軍の発表によれば、ハイジャックした台湾漁船、FV *Win Far 161* に乗ったソマリアの海賊は26日、米海軍駆逐艦、USS *Chancellorsville* から発進したSH-60Bに向けて発砲した。ヘリには当たらず、乗員にも怪我はなかった。

軍事：中国は、ウクライナから4隻のZubr級エアクッション揚陸艇を購入する。中国は、4隻の内、2隻をウクライナから購入し、2隻をウクライナの技術者の支援を得て中国国内で建造する。中国は、Zubr級の建造技術の取得を目指していると見られる。

8月24日付の中国の「解放軍報」（電子版）は、「鄧世増」署名の記事で、「ひゅうが」の写真と共に、海上自衛隊の概況について論評し、アジア太平洋地域で、海上自衛隊は米海軍を除くと最も強大な海上戦力の1つであり、比較的強い遠洋機動作戦能力を持っている、と述べた。

米中両国の専門家による、軍事海洋協議協定 (the Military Maritime Consultative Agreement)

に基づく協議が、26日、27日の両日、北京で開催された。中国側は、中国のEEZ及びその上空における米国の偵察活動を減らし、将来的には中止することを求めた。

ベトナム国防省は28日、南部のBinh Thuan省からBac Lieu省にかけての大陸棚海域防衛のために、海軍部隊を増設する、と発表した。

インドネシア海軍司令官は31日、海軍は遠隔海域にある島嶼防衛を引き続き強化している、と語った。

外交・国際関係：10日付のオーストラリア紙、The Australian が報じるところによれば、中国と台湾は、このほどオーストラリアのケアンズで開催された、太平洋諸島フォーラム(The Pacific Islands Forum) 首脳会議で、南太平洋諸国の支持取り付けのための援助合戦を止める意向を明らかにした。

2. 情報分析では、最近の南シナ海の海洋境界を巡る関係各国の角逐について、7月15日に開催された米上院外交委員会の公聴会での証言やその他の資料から、その現状と課題を取り纏めた。

海運・資源・環境・その他：サウジアラビアのジッダ港に10日、中国で建造された巨大コンテナ・クレーンが到着した。このクレーンは6基設置されることになっており、これによって、同港は世界でも有数のコンテナ・ターミナルになる。

パナマ海事庁によれば、パナマ籍船は8月現在、500DWT以上の船舶が8,644隻、2億260万GTで、2008年12月時点の8,605隻、1億8,350万GTより増加した。これは世界全体の21.8%を占める。

スエズ運河の7月の収入は3億8,290万米ドルで、前年同期から22%の大幅減となった。しかしながら、2009年の月間収入では、6月の3億4,820万米ドルを抜いて最高額となった。一方、2008～2009年度の収入は、世界不況のあおりを受け、前年度の51億米ドルから、7.2%減の47億米ドルとなった。

ミャンマー沖合でガス田を開発する韓国企業を中核とする国際コンソーシアムは、今後30年間に亘って中国にガスを供給するために、パイプラインの建設を含む大規模な投資を行う。コンソーシアムは2013年から、中国石油に対して、年間約380万トンの天然ガスを供給する。

スエズ運河の南の入口で28日、パナマ籍船の精製品タンカーが2つに割れて、沈没した。該船は、空荷で、イエメンから整備のためにスエズ港の乾ドックに向かっていた。

1. 情報要約

1.1 治安

8月1日「ノルウェー、EU艦隊に戦闘艦派遣」(Maritime Security, Horn of Africa, Press Release, August 3, 2009)

ノルウェー海軍のフリゲート、HNoMS *Fridtjof Nansen* は1日、EU艦隊 (EU NAVFOR) に参加するため、ノルウェーを出航した。派遣期間は6カ月間で、国連世界食糧計画の支援船の護衛とアデン湾での海賊対処活動を実施する。同艦には、憲兵、法律専門家、医療チーム、通訳が乗艦している。同国は、EU加盟国ではなく、加盟国以外から初めての参加となった。

8月2日「タグ&バージ、南シナ海で海賊被害」(ReCAAP・ISC, Incident Report, August 2, 2009)

ReCAAP・ISCの報告によれば、シンガポール籍船のタグ&バージ、*Tahir&Baran* は2日深夜、南シナ海を航行中に短刀や山刀で武装した5人の強盗に襲撃された。該船は、ベトナムからシンガポールに向けて航行中で、11人のインドネシア人乗組員の内、船長が足を斬りつけられたが、他は無事だった。この海域は新たな襲撃事案多発海域となっており、今回の事案は過去4カ月足らずの間で7回目であった。

8月2日「ソマリアの海賊、マレーシアのタグ&バージを7カ月ぶりに解放」(Trade Winds, August 3, 2009)

ソマリアの海賊は2日、マレーシア籍船のタグ&バージ、*TB Masindra 7* (262GT) を7カ月ぶりに解放した。金額は明らかにされていないが、身代金が支払われた。該船は2008年12月16日、バージ、*AMD 1* を曳航して、空荷でイエメンからマレーシアに向かう途中、アデン湾でハイジャックされた。乗組員は11人で、全員インドネシア人である。

8月2日「中国第3次ソマリア派遣艦隊、任務開始」(解放軍報電子版、August 3, 2009)

中国の第3次ソマリア派遣艦隊は2日、アデン湾で任務を開始した。最初の任務はギリシャ、パナマ籍船を含む9隻の船舶の護衛で、これは中国艦隊にとって通算87回目の護衛任務となった。

【関連記事 1】

「第3次派遣艦隊、初めてオマーンに寄港」(解放軍報電子版、August 16, 2009)

第3次派遣艦隊の駆逐艦、「舟山」は14日、オマーンのサララ港に寄港し、初めての休息、整備・補給を行った。王志国指揮官は、「護衛任務中に定期的に休息をとることで、洋上で長時間の連続任務につく兵員の身体的、心理的休息をとることができ、同時に物資を補給し、装備の維持検査修理ができる。これは持続的に有効な護衛任務を行うために重要である」と語った。

【関連記事 2】

「第2次派遣艦隊、帰途印パ両国を訪問」(解放軍報電子版、August 9, 2009)

第2次派遣艦隊の駆逐艦、「黄山」、総合補給艦、「微山湖」は帰国途中の5日から3日間、パキスタ

ン・カラチ港を訪問した。この間、両艦はパキスタン海軍とカラチ沖で航行訓練、通信訓練などの演習を行うと共に、ソマリア沖での護衛活動の経験についても交流した。一方、駆逐艦、「深圳」は 8 日、インドのカチンを訪問し、インド海軍とソマリア沖での護衛任務の経験について交流した。

【関連記事 3】

「第 2 次派遣艦隊、南沙諸島の兵員を慰問」(解放軍報電子版、August 21, 2009)

第 2 次派遣艦隊は、南沙諸島に駐屯する兵員を慰問した。その際、「深圳」と「黄山」は、艦載ヘリを使った特戦部隊の降下訓練を行った。南沙守備部隊の盧永華政治委員は、「南沙の防衛であれ、護衛部隊であれ、祖国のために歩哨に立ち、祖国のために船舶を護衛している」と述べた。

8 月 2 日「オランダ、EU 艦隊に戦闘艦派遣」(Maritime Security, Horn of Africa, Press Release, August 3, 2009)

オランダ海軍フリゲート、HNLMS *Evertsen* は 2 日、EU 艦隊 (EU NAVFOR) に参加するためにオランダを出航し、アデン湾に向かった。同艦は、8 月 13 日からスペイン海軍のフリゲート、SPS *Numancia* に替わって EU NAVFOR の旗艦となり、同艦座乗のオランダ海軍准将が艦隊司令官となる。

8 月 3 日「ソマリアの海賊、ドイツ船を解放」(Maritime Security, Horn of Africa, Press Release, August 3, and Reuters, August 3, 2009)

EU が運営する、Maritime Security Centre, Horn of Africa (MSC-HOA) の発表によれば、ドイツ籍船のコンテナ船、MV *Hansa Stavanger* (1,550TEU) は 3 日、解放された。該船は 4 月 4 日、ソマリア南部のキスマヨ沖約 400 カイリのインド洋でハイジャックされた。該船の乗組員は、ドイツ人 5 人、ロシア人 3 人、ウクライナ人 2 人、フィリピン人 14 人であった。

3 日付けの Reuters 電によれば、該船をハイジャック海賊の話として、身代金は 270 万米ドルであったと報じた。

8 月 5 日「韓国海軍、海賊容疑者を拘束後、釈放」(Lloyd's List, August 7, 2009)

アデン湾で CTF-151 の下で海賊対処活動実施中の韓国海軍駆逐艦、「文武大王」は 5 日、バハマ籍船からの救難信号を受け、約 70 カイリ離れた海域から現場に向かい、艦載ヘリと 3 隻の RHIB で海賊容疑者を一時拘束したが、その後証拠不十分で釈放した。韓国海軍によれば、ナイフと AK-47 強襲ライフル各 1 丁を押収したが、海賊容疑者は拘束される前に、その他の武器と梯子を海中に投棄したようである。韓国海軍が海賊容疑者を拘束するのは、これが初めてであった。

8 月 5 日「インド沿岸警備隊、北朝鮮の不審船拿捕」(The Times of India, August 8, 2009)

8 日付の *The Times of India* の報道によれば、インド沿岸警備隊は 5 日、ベンガル湾にあるアンダマン諸島の沖で停泊していた不審な北朝鮮船、MV *Mu Sen* を拿捕した。それによれば、該船は、無許可でアンダマン諸島沖に停泊しているところを発見された。該船は、沿岸警備隊の無線での問い合わせに応じず、警備隊の船艇が近づくと逃走しようとした。このため、沿岸警備隊は 2 発の威嚇発砲を行うなどして、該船を拿捕し、アンダマン諸島のポートブレアに曳航した。乗組員は北朝鮮人 39 人である。沿岸警備隊の調査によれば、MV *Mu Sen* は、タイからイラクに 1 万 6,500 トンの砂糖を輸送するため

7月27日にタイを出港し、7月30日にシンガポールに寄港し、翌日出港したという。しかし、シンガポール寄港を証明するパスポートへの押印がなかった。該船の船内からは、砂糖が発見された。

【関連記事】

「積荷は砂糖－インド海軍司令官」(The times of India, August 9, 2009)

インド海軍のメタ司令官は8日、北朝鮮の貨物船、MV *Mu Sen* の積荷は1万6,500トンの砂糖であった、と語った。

8月6日「クロアチア、自費でEU艦隊に参加へ」(Lloyd's List, August 6, 2009)

クロアチアは、ソマリア沖で海賊対処活動を実施しているEU艦隊(EU NAVFOR)に参加することになった。同国は現在、EUへの加盟申請中で、自前の費用とEU NAVFORの指揮統制に従うことに同意した。同国はまた、参加に当たって、自国海軍が海賊を拘束し、国内に移送して裁判する可能性を見越して、海賊の人権尊重を誓約している。

8月7日「米沿岸警備隊司令官、レジャー船の監視強化を主張」(AFP, August 7, 2009)

米沿岸警備隊のアレン司令官は、レジャー船の登録と追跡の強化に対する国内の反対にもかかわらず、「監視強化の方向に向かう必要がある」と述べた。現在、小型飛行機は厳しく監視、管理されているが、300GT以下で船長21メートル以下の船舶については、中継器も設置しておらず、ほとんど移動制限がない。沿岸警備隊を管轄する国土安全保障省は、空港襲撃のための携帯用地対空火器と簡易爆発物の併用など、小型船舶による脅威シナリオを検証してきた。アレン司令官は、55カ所の港湾と関連施設が小型船舶による脅威に特に脆弱で、強化する必要がある、と指摘した。

8月9日「ソマリアの海賊、イタリアのタグを解放」(AFP, August 9, 2009)

イタリア外務省が明らかにしたところによれば、イタリア籍船の外洋タグ、TB *Buccaneer* は9日、解放された。該船は4月11日に、アデン湾でソマリアの海賊にハイジャックされた。乗組員はイタリア人10人、ルーマニア人5人、クロアチア人1人の16人である。外務省発表によれば、フラッチェーニ外相は、該船の解放に当たって、ソマリア当局に加えて、イタリア軍特殊部隊と情報機関に謝意を表明した。

【関連記事 1】

「身代金は400万米ドル？」(Garowe Time, August 10, 2009)

ハイジャッカーの1人は、TB *Buccaneer* の身代金として400万米ドルを受け取った、と語った。一方、東アフリカ船員支援計画のムアングラ代表によれば、海賊は500万米ドルを受け取ったという。

【関連記事 2】

「伊外務省、武力解放も身代金の支払いも否定」(Trade Winds, August 10, 2009)

イタリア外務省は、TB *Buccaneer* の解放のために武力行使も身代金支払いもなかった、と否定した。外務省は、該船の船主が乗組員ための食糧と水の購入に数百万米ドルを支払っただけとしている。一方、該船の船主は、身代金の支払いを否定した上で、解放に当たっては、イタリア政府がソマリアに何らかの支援を公約した、と語った。これには、プントランド自治区に対する経済支援が含まれて

いと見られる。また、船主は、該船が曳航していた2隻のバージに産業廃棄物が積載されており、これがハイジャックの理由となっていたとの報道を否定した。船主によれば、バージは空荷であった。

8月11日「米社、非致死性対海賊装置を展示演習」(Maritime Global net, August 11, 2009)

米国の商船搭載用非致死性対海賊装置を製造する、NEMESIS 5000 Ltd.は11日、同社の新しい対海賊用装置、Nemesis 5000の展示演習をニュージャージー州沖で実施した。Nemesis 5000は、海賊の撃退と乗り込み阻止を狙いとする、回転式の高圧放水銃である。この装置は、取り付け、操作及び管理維持には特別の技能を必要としない、また、海賊の襲撃によって、船内に火災が発生しても、消火用の水圧システムには影響を及ぼさない。

8月11日「トルコ海軍、5人の海賊容疑者を拘束」(Bosphorus Naval News, August 12, 2009)

NATO艦隊に所属するトルコ海軍のフリゲート、TCG *Gaziantep*は11日、アデン湾の「国際回廊」(the International Recommended Transit Corridor)で、5人の海賊容疑者を拘束した。同艦に乗艦している海軍特殊部隊が、艦載ヘリの支援を得て、5人の乗った小型ボートを拘束した。特殊部隊は、ボートから燃料22缶、GPSレシーバー、携帯電話及び乗り込み用の梯子を発見した。海賊容疑者は恐らく、特殊部隊のRHIBが接近するのを見て、大部分の武器を海中に投棄したと見られる。海賊の小型ボートは、マーシャル諸島籍船のMV *Dal Madagascar*と英国籍船のMV *CMA CGM Hydra*に極めて近い海域で発見されたことから、恐らくこれらの商船に対する襲撃に失敗したと見られる。トルコ海軍による海賊容疑者の拘束は、これで17人となった。以下は拘束時の様子である。

8月13日「拘留エジプト漁船、ソマリアの海賊から脱出」(Khaleej Times, August 14, 2009)

エジプトの2隻の漁船、FV *Momtaz 1*とFV *Samara Ahmed*は13日、海賊の武器を奪って脱出した。両船は4月10日、アデン湾でハイジャックされ、34人のエジプト人が人質になっていた。海賊との銃撃戦で、海賊2人が殺され、数人が捕らえられ、1人が刺された後、海に投げ込まれたが、その後救出された。

【関連記事】

「エジプト漁民、8人の海賊を拘留して帰国」(AFP, August 16, 2009)

エジプト漁業組合紅海地区代表が16日に明らかにしたところによれば、脱出した34人の漁民は、8人のソマリア人海賊を拘留して帰途についており、脱出作戦は、エジプト当局の立案した計画に従って遂行された。エジプト紙の報道によれば、この作戦には1人のエジプト治安機関の要員が重要な役割を果たしたという。

一方、ソマリアの海賊は、15日、海中から7人の死体を発見したと語り、エジプト漁船への復讐を宣言した。(Reuters, August 15, 2009)

8月17日「NATO、新たな海賊対処作戦始動」(NATO News, August 17, 2009)

NATOは17日、新たな海賊対処作戦、Operation Ocean Shieldを開始した。新たな作戦行動は、これまでのOperation Allied Protectorや海賊対処任務で培ってきた経験を踏まえ、海賊対処活動により包括的なアプローチを採用することで、NATOの新たな役割を構築しようとするものである。Operation Ocean Shieldでは、海上における海賊対処行動に加えて、要請があれば、域内諸国の海賊

対処能力構築も支援する。これは、国際的な能力構築努力を補完するもので、「アフリカの角」周辺の海上安全保障情勢の改善に貢献するものである。

ポルトガルのリスボンにある Allied Joint Command Lisbon が全体の作戦統制を担当し、英国のノースウッドにある Maritime Component Command Headquarters Northwood が日々の作戦行動を統制する。派遣艦隊は、the Standing NATO Maritime Group 2 (SNMG2) で構成され、旗艦となる英国海軍フリゲート、HMS *Cornwall*、イタリア海軍フリゲート、ITS *Libeccio*、ギリシャ海軍フリゲート、HS *Navarion*、米国海軍誘導ミサイル駆逐艦、USS *Donald Cook*、及びトルコ海軍フリゲート、TCG *Gediz* で編成されている。

8月18日「ベルギー、EU艦隊に参加」(Expatica, August 18, 2009)

ベルギー海軍のフリゲート、*Louise-Marie* は18日、ゼーブルッヘを出航し、「アフリカの角」海域に向かった。同艦は、EU艦隊に所属して、9月1日から12月13日まで、アデン湾からセイシェル沖までの海域で、海賊対処作戦に従事する。ベルギーがEU艦隊の Operation Atalanta に参加するのは初めてである。現在、EU艦隊に参加している国は、ベルギー、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ギリシャ、オランダ、スペイン、及びスウェーデンの各国である。

8月19日「米軍、セイシェルに無人偵察機派遣へ」(Reuters, August 19, 2009)

米軍が19日に明らかにしたところによれば、米軍は、セイシェル周辺海域での海賊哨戒活動を強化するために、セイシェル諸島に無人偵察機を派遣する。

8月19日、22日「海自P-3C、不審船発見、EU艦隊が対処」(防衛省HP, and MSCHOA, Press Release, August 22, 2009)

8月19日と22日、アデン湾で海上自衛隊のP-3CとEU艦隊との連携による、不審船の発見、立入検査による武器類の押収事案があった。防衛省のHPによれば、海上自衛隊のP-3Cは19日、アデン湾で警戒監視中に、はしごを積んだ不審な小型船が漂泊しているのを確認し、その後、該船は近傍のタンカーに向けて航行を開始した。P-3Cは周囲を航行中の民間船舶及び他国艦艇に情報の提供を行った。この情報を受けたEU艦隊のドイツ海軍フリゲートが現場に向かい、立入検査を実施し、AK-47強襲ライフルなどの武器を押収した後、該船を解放した。

海上自衛隊のP-3Cは22日にも、はしごを積んだ不審な船舶が航行しているのを確認し、周囲を航行中の民間船舶及び外国艦艇に情報の提供を行った。この情報を受けたEU艦隊のオランダ海軍フリゲート、HNLMS *Evertsen* が艦載ヘリコプターを発艦させ、警告射撃を行い、不審船の逃走を阻止した。その後現場に到着したEU艦隊のノルウェー海軍フリゲート、HNOMS *Fridtjof Nansen* が2隻のRHIBを発進させ、立入検査を実施した。はしごやロケットランチャー等の武器を押収し、7人の海賊容疑者を拘束したが、証拠不十分で釈放した。

8月22日「フィリピン、日本の海賊新法を高く評価」(GMANews.TV, August 22, 2009)

フィリピンの労働雇用省は22日の声明で、日本の海賊新法によって少なくとも4万人のフィリピン船員が恩恵を受けることになるろう、と述べた。同省の声明は、日本の新法は海洋の安全確保を目指す国連の広範な努力に対応するものであり、新法は日本籍船の保護を目的としているが、日本商船の

船員の大部分を占める4万人以上のフィリピン船員の安全が強化されることになる、と強調している。世界の船員の3分の1がフィリピン人で、フィリピン人は海賊襲撃により最も被害を受けやすい国の1つとなっている。

8月26日「ソマリアの海賊、米軍ヘリに発砲」(U.S. Naval Forces Central Command Public Affairs, August 27, 2009)

米海軍の発表によれば、ハイジャックした台湾漁船、FV *Win Far 161*に乗ったソマリアの海賊は26日、米海軍駆逐艦、USS *Chancellorsville* から発進したSH-60Bに向けて発砲した。ヘリには当たらず、乗員にも怪我はなかった。FV *Win Far 161*は4月6日にハイジャックされ、以来135日に亘って「母船」として利用され、4月8日の米国籍船、MV *Maersk-Alabama* の襲撃にも使われた。米海軍ヘリは、発砲された時、ソマリア中部のインド洋に面したガラカッドに拘留されている、FV *Win Far 161* に対する通常の監視飛行を行っていた。発砲は、ヘリに搭載された Forward Looking Infrared Radar (FLIR) のビデオによって判明した。発砲された時、ヘリはFV *Win Far 161* から約3,000ヤード離れていた。30人以上のFV *Win Far 161* の乗組員は船上で人質となっている。

8月28日「EU、セイシェルに海上哨戒機2機派遣へ」(AFP, August 28, 2009)

EUによれば、EU艦隊は、Swearingem Merlin III 海上哨戒機2機を、セイシェル周辺海域の対海賊哨戒活動を強化するために、海賊襲撃事案の増大が予想される9月に、セイシェルに派遣する。2機の海上哨戒機は、ルクセンブルグ政府から提供され、昼夜を通して海賊船を探知するために、搜索救難レーダーや電子光学機器が装備される。

1.2 軍事

8月11日「中国、ウクライナからエアクッション揚陸艇購入」(Strategy Page, August 11, 2009)

中国は、ウクライナから4隻のZubr級エアクッション揚陸艇を購入する。Zubr級エアクッション揚陸艇は1980年代に旧ソ連で開発されたが、1番艇が就役して3年後の1991年にソ連が崩壊し、建造していた造船所はウクライナの所有となった。Zubr級は2000年にギリシャに輸出されるまで、4隻建造され、ウクライナとロシアの海軍が各2隻保有していた。ギリシャは、1隻当たり5,000万米ドルで4隻購入している。中国は、4隻の内、2隻をウクライナから購入し、2隻をウクライナの技術者の支援を得て中国国内で建造する。中国は、1隻当たり約8,000万米ドルの費用を支払う。中国は、Zubr級の建造技術の取得を目指していると見られる。

Zubr級エアクッション揚陸艇は、戦車3両を含む約130トンの積載能力を持ち、小型戦闘車両なら10両、兵員なら最大500人まで乗せられる。Zubr級の最大の利点はその速度で、最高時速110キロで沿岸域を航行でき、その航続距離は約480キロである。兵装は、対艦ミサイル防御用の30ミリ機関砲、射程6,000メートルのSA-N-5対艦ミサイル・ランチャー4連装2基、更には140ミリ・ロケット、あるいは最大80人の海兵隊員も乗せることができる。乗員は31人で、通常、1回の出撃で6時間弱の作戦行動が可能である。

8月21日「インド・モルディブ、防衛安全保障協力を強化」(BBC News, August 21, 2009)

インドとモルディブは21日、防衛安全保障分野における協力を強化することに合意した。これによって、インドは既に、モルディブに地上レーダー網を建設し、インドの沿岸コマンドと連結する、広範な海洋監視計画の推進を提案している。専門家は、こうしたインドの動きを、マダガスカルにおける中国のリスニング・ポストの建設や海南島の地下潜水艦基地の建設などを含む、中国のインド洋における「真珠数珠つなぎ」("string of pearls") 戦略の展開に対する、積極的な対応措置と見ている。

8月24日「中国解放軍報、海上自衛隊の概況について論評」(解放軍報電子版, August 24, 2009)

8月24日付の中国の「解放軍報」(電子版)は、「鄧世増」署名の記事を掲載し、「ひゅうが」の写真と共に、海上自衛隊の概況について、要旨以下のように指摘している。

- ① イージス・ミサイル駆逐艦の防空能力は極めて高く、技術水準は世界一流である。現在、日本は新型駆逐艦を研究、製造しており、さらに“ネットワーク中心の戦い”における日本の能力とミサイル防衛能力は高まり、ステルス性も向上している。
- ② 2009年3月18日、日本で初めてのヘリコプター搭載駆逐艦、「ひゅうが」が正式に配備された。「ひゅうが」の装備の鍵はFCS-3防空装備で、これは小型のイージスのようなレーダーシステムである。外形は非常に空母に似ており、陸海空のヘリコプターが離発着できる。海上自衛隊はこの超大型駆逐艦に期待を寄せているが、それは対潜哨戒ヘリコプターを搭載でき、さらに超大型の輸送ヘリコプターも搭載でき、目視距離外への兵力投入や水陸両用攻撃などの任務を担当できるからである。
- ③ アジア太平洋地域で、海上自衛隊は米海軍を除くと最も強大な海上戦力の1つであり、比較的強い遠洋機動作戦能力を持っている。

8月26～27日「米中両国、北京で海上安全保障に関する専門家協議開催」(Xinhua, August 26, 2009)

米中両国の専門家による、軍事海洋協議協定 (the Military Maritime Consultative Agreement) に基づく協議が、26日、27日の両日、北京で開催された。中国側の代表は閔友飛・国防部外事弁公室副主任、米国側はアレス太平洋軍戦略計画政策局長で、会議には、肖新年・中国海軍副参謀長とシファー米国防次官補代理も参加した。会議では、米中双方はそれぞれの軍事海上安全保障問題についての見解を表明し、米中の軍事海上安全保障問題を解決する方法と手順について話し合った。中国側は、中国のEEZ及びその上空における米国の偵察活動が、米中の海・空軍間の対立の根源であると見做し、米国側に対して偵察活動を減らし、将来的には中止することが問題解決の根本的方法であると指摘した。これに対して、米国側は、軍事海洋協議協定のメカニズムを通じ、米中双方の安全のために有効な方法を中国側と継続して協議したいとの意向を表明した。米中双方は、軍事海洋協議協定のメカニズムを通じて協議を継続し、米中の海・空の軍事安全保障問題を漸進的に解決することで合意した。

8月29日「ベトナム、大陸棚海域防衛のための海軍部隊増設」(VietNamNet, August 28, 2009)

ベトナム国防省は28日、南部の Binh Thuan 省から Bac Lieu 省にかけての大陸棚海域防衛のために、海軍部隊を増設すると発表した。この部隊、Region 2 Navy は、Dong Nai 省の Nhon Trach に司令部を置く。この部隊は、ベトナム南部に広がる300平方キロ以上の大陸棚海域の防衛を担当する。この部隊増設は、この海域において活動を強めている中国海軍に対抗するものと見られる。また、ベトナムは最近、ロシアとの間で、Kilo 級潜水艦6隻の購入交渉を進めている。

8月31日「インドネシア海軍司令官、遠隔海域の島嶼防衛を強化」(Antara News, August 31, 2009)

インドネシア海軍の Purdijatno 司令官は 31 日、海軍は遠隔海域にある島嶼防衛を引き続き強化している、と語った。同司令官は、島嶼防衛のために特殊部隊を用意していることを明らかにした。同司令官によれば、島嶼防衛のためには、警察や他の機関の艦艇による支援を必要としている。海軍は、既にマレーシアとの紛争海域である、カリマンタン東岸の Ambalat 海域に 6 隻の戦闘艦を配備している。

1.3 外交・国際関係

8月10日「中台、南太平洋地域での援助合戦に終止符」(The Australian, August 10, 2009)

10 日付のオーストラリア紙、*The Australian* が報じるところによれば、中国と台湾は、このほどオーストラリアのケアンズで開催された、太平洋諸島フォーラム (the Pacific Islands Forum) 首脳会議で、南太平洋諸国の支持取り付けのための援助合戦を止める意向を明らかにした。現在、南太平洋諸国の 14 カ国の内、6 カ国が台湾を、8 カ国が中国を承認している。台湾外交部副部長によれば、双方は他方の承認国に対する働きかけをしないことで、暗黙の了解に達した。一方、中国外交部の太平洋局長は、その背景として、中台関係の改善を指摘しているが、中台双方がこの問題について直接話し合っているわけではない。

1.4 海運・資源・環境・その他

8月10日「巨大コンテナ・クレーン到着—サウジ・ジッダ港」(Arab News, August 11, 2009)

サウジアラビアのジッダ港の the Red Sea Gate Terminal (RSGT) に 10 日、巨大コンテナ・クレーンが到着した。このクレーンは中国の上海で建造された 6 基の内の 4 基で、*Zhen Hua 25* の甲板に載せて運ばれてきた。各クレーンは 2 日間かけて船から降ろされ、設置される。このクレーンは、1 万 2,000 個のフルサイズ・コンテナを積載する次世代コンテナ船用に特別に建造されたもので、1 基で 40 フィート・コンテナなら 2 個、20 フィート・コンテナなら 4 個処理する能力がある。残りの 2 基は、9 月に設置される。これによって、RSGT は世界でも有数のコンテナ・ターミナルになる。

8月11日「パナマ籍船、増加」(Maritime Global Net, August 11, 2009)

パナマ海事庁 (the Panama Maritime Authority: AMP) によれば、パナマ籍船は 8 月現在、500DWT 以上の船舶が 8,644 隻、2 億 260 万 GT で、2008 年 12 月時点の 8,605 隻、1 億 8,350 万 GT より増加した。これは世界全体の 21.8% を占める。一方で、パナマ籍船の内、係留船舶の割合は、12.7% から 2.5% に減少した。パナマ籍船の最大の顧客は日本で、全体の 45.4% を占めており、以下、韓国 7.1%、中国 6.7%、ギリシャ 6.4%、台湾 4.3% と続く。

8月17日「スエズ運河収入、減少」(Lloyd's List, August 17, 2009)

スエズ運河の7月の収入は3億8,290万米ドルで、前年同期から22%の大幅減となった。しかしながら、2009年の月間収入では、6月の3億4,820万米ドルを抜いて最高額となった。一方、2008～2009年度の収入は、世界不況のあおりを受け、前年度の51億米ドルから、7.2%減の47億米ドルとなった。この間、通航船舶の隻数は1万9,354隻で、前年度の2万1,080隻から減少し、輸送量も8億1,140万トンで、前年度の8億9,000万トンから8.9%減となった。専門家は、収入減の要因として、経済不況に加えて、ソマリアの海賊襲撃事案の影響を指摘しているが、スエズ運河庁当局は、海賊問題をプレイダウンすることに務めてきた。運河庁は運河通航料を2009年の料金に凍結することを決定しているが、正規通航料から25～30%の引き下げ交渉はすぐにも可能と見られる。カタールLNGなどの船社は、エジプトとカタール間の政治交渉の結果に左右されると見られるが、最高50%の引き下げを要求している。

他方、運河の水深を62フィートから66フィートにするための浚渫工事が進捗しており、完了後は、2009年末までに、世界の現有タンカーのほぼ3分の2、乾物貨物船の推定99%が通行可能となる。

8月18日「オーストラリア、中国にLNGを供給」(CNN, August 19, 2009)

オーストラリアと中国は18日、両国間の貿易では最高となる、410億米ドル相当のエネルギー協定に調印した。これによって、中国の中国石油(PetroChina)は今後20年間、オーストラリア西岸沖のGorgonガス田からLNGの供給を受ける。年間の対中LNG供給量は、200万トンを超える。同ガス田は、Exxon Mobilが25%の株を保有する。

8月25日「韓国企業、ミャンマー・中国パイプラインに投資」(The Financial Times, August 25, 2009)

ミャンマー沖合でガス田を開発する韓国企業を中核とする国際コンソーシアムは、今後30年間に亘って中国にガスを供給するために、パイプラインの建設を含む大規模な投資を行う。コンソーシアムは2013年から、中国石油(China National United Oil Corp)に対して、1日当たり5億立方フィート、年間約380万トンの天然ガスを供給する。総投資額は、56億米ドルと見込まれ、沖合の生産プラットフォーム、パイプライン、陸上のターミナル施設が建設される。ミャンマー沿岸からのパイプラインは、中国の雲南省まで直結するエネルギー・ルートとなり、マラッカ海峡、ロンボク海峡、マカッサル海峡の迂回ルートともなる。

8月28日「スエズ運河でタンカー、沈没」(Trade Winds, August 31, and Lloyd's List, September 1, 2009)

スエズ運河の南の入口で28日、パナマ籍船の精製品タンカー、TV *Elli* (9万4,300DWT) が2つに割れて、沈没した。該船は、空荷で、イエメンから整備のためにスエズ港の乾ドックに向かっていった。9月1日付のLloyd's Listの報道によれば、該船は6月にイエメン沖の砂州で座礁し、数日後に離礁した。座礁による船底の損傷は報告されなかったが、船齢23年の該船は、スエズ港の乾ドックに検査のため曳航されなければならなかった。就航社は、エンジンと操舵装置を心配していたとされるが、乾ドックではより綿密な船体検査ができたはずだった。

2. 情報分析

南シナ海における関係各国の角逐 ～領有権と EEZ における第 3 国の軍事活動の是非を巡って～

南シナ海を鳥瞰すれば、マレーシアとインドネシアが底になり、アジア大陸部とボルネオ島・フィリピン諸島に両側を囲まれ、上から台湾が蓋をした、ややくびれた壺のような形をした海域で、面積は 300 万平方キロに及ぶ。この地形から、出入り口としてのマラッカ・シンガポール海峡、スンダ海峡、ロンボク海峡、バシー海峡及び台湾海峡といった諸海峡が重要なチョークポイントとなっている。そしてこれらの諸海峡から南シナ海を経て、北東アジアにシーレーンが伸びている。

南シナ海には西沙諸島と南沙諸島を中心に 200 を超える島嶼、岩礁、リーフなどが散在し、また、この海域では石油、天然ガス資源も探査、開発されつつある。中国、ベトナム、マレーシア、フィリピン、台湾がこれらの島嶼、岩礁、リーフなどに対する全部または一部の領有権を主張しており、国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づく大陸棚外側限界の延伸申請に対する大陸棚限界委員会 (CLCS) の審議を控えて、関係各国の海洋境界を巡る角逐が強まりつつある。

一方で、中国海軍の活動海域は西太平洋に向かって拡大されてきており、東アジアの海洋における米中の軍事的軋轢が顕在化しつつある。このことは、排他的経済水域内 (EEZ) における第 3 国の軍事活動に対して沿岸国が規制できるかどうかという、UNCLOS における議論の多い問題を現実的課題として突きつけており、米国も南シナ海における海洋境界を巡る関係各国の角逐に無縁ではあり得ないことを示している。

こうした中で、米上院外交委員会東アジア太平洋問題小委員会は 7 月 15 日、東アジアの海洋境界に関する公聴会 ("Maritime Disputes and Sovereignty Issues in East Asia") を開催した。その背景には、南シナ海における中国の領土主権の主張と増大する軍事力に対する懸念がワシントンで高まっていることにある。ウェブ (Jim Webb) 小委員長 (民主党) は公聴会の冒頭、南シナ海はこの 30 年間平穏であったが、この海域に対する支配を拡大しようとする中国の動向が域内のバランスを脅かしつつあるとして、「中国は、この海域に対する経済的、政治的影響力を拡大しようとしているばかりでなく、領土をも拡大しようとしている。中国の軍事力近代化は、こうした動きを直接的に支えてきた」と指摘した。更にウェブ小委員長は、東アジアの領土紛争に対する米国の役割に言及し、「米国は、領土紛争の解決を支援する上で特異な立場にある。米国のみが、中国がもたらしつつある域内の不均衡を是正する実力を備えている」と述べている。

以下、最近の南シナ海の海洋境界を巡る関係各国の角逐について、前記公聴会での証言やその他の資料から、その現状と課題を取り纏めた。

1. 南シナ海における領有権を巡る関係国の角逐

(1) 中国の U 字型領有権の主張

南シナ海には西沙諸島と南沙諸島という 2 つの大きな群島があり、沿岸各国は、これらに対する領有権を主張している。西沙諸島に対しては、中国、ベトナム、台湾が領有権を主張しているが、中国が 1974 年に武力占拠し、今日に至っている。西沙諸島には 130 余の島嶼や岩礁が散在し、中国の戦

略拠点である海南島の前面を扼する位置にある。南沙諸島については、フィリピン、マレーシアがその一部に対して、中国、台湾、ベトナムがその全部に対して、それぞれ領有権を主張している。現在、100を超える島嶼や岩礁の内、フィリピンが8カ所、マレーシアが3カ所、台湾が1カ所、ベトナムが20カ所を占拠しており、約45カ所の島嶼あるいは岩礁にフィリピン、マレーシア、ベトナム、中国、台湾の小規模な守備隊が置かれている。¹

中国は、西沙諸島と南沙諸島の全てに対して領有権を主張している。中国の主張は、9カ所の点を結ぶ、the “nine-dotted line”といわれるもので、1947年に当時の国民党政権が発行した地図が最初で、その後、現中国に継承され、1953年以降に発行された中国の地図には、このthe “nine-dotted line”が明示されている（資料1）。このラインを繋げば南シナ海をU字型に囲い込むことになり、その結果、中国が領有権を主張する範囲は、南シナ海の約80%をカバーすることになる。²

では、中国は、U字型の内側の海域の全てに対して主権を主張しているのか、あるいは中国がこれを内水域あるいは領海と見なし、U字型のラインを中国の海洋境界と見なしているのか。この点について、米海軍大学中国海洋研究所のダットン（Peter Dutton）准教授は、7月15日の米上院外交委員会東アジア太平洋問題小委員会での証言で、要旨以下のように証言している。

①中国は、南シナ海の海域それ自体に主権を主張しているわけではない。中国が南シナ海の海域に法的管轄権を主張する論拠は、1つには1992年の「中国の領海と接続水域に関する法律」で規定された、南シナ海の全ての島嶼（東沙諸島、西沙諸島、中沙諸島（Macclesfield Bank）、及び南沙諸島）に対する領土主権の主張である（注：この法律は東シナ海では、尖閣諸島に対する領土主権を規定している）。もう1つは、1998年の「中国の排他的経済水域（EEZ）」に関する法律である。同法で、中国は、領海基線から200カイリのEEZを規定している。

②中国は1992年の法律で南シナ海の全ての島嶼を中国領土と規定し、領海基線に含めており、中国は1998年の法律によって、各島嶼の周辺海域にEEZを設定できることになる。従って、中国は、これら2つの法律によって、南シナ海のほぼ全域に近い海域を中国のEEZと主張しているわけである。³

EEZにおける沿岸国の権利についてのダットン准教授の指摘は、中国の主張するU字型の海域がいわゆる「第1列島線」に重なっており、しかも中国が「アクセス拒否・地域拒否」戦力の増強に継続的な努力を傾注し、その主張を裏付ける軍事力を整備しつつあることと相まって、東アジアの安全保障に重要な影響を及ぼすことになろう。これについては、後述する。

（2）フィリピン領海基線法の成立（資料2）

南シナ海の領有権問題に関して、フィリピンも一石を投じた。フィリピンのアロヨ大統領は3月10日、領海基線法、Republic Act No. 9522（the Philippine Archipelagic Baselines Law）に署名した。

¹ Pham Thuy Trang, “Eastern Sea Disputes and United States,” Issues & Insights, Pacific Forum CSIS, July 2009, p.1. And Michael Richardson, “Energy & Geopolitics in the South China Sea: Implications for ASEAN & its Dialogue Partners,” Institute of South East Asian Studies (ISEAS), Singapore, April 2009 draft. (<http://www.iseas.edu.sg/aseanstudiescentre/ascdf2.htm>)

² Michael Richardson, “Energy & Geopolitics in the South China Sea: Implications for ASEAN & its Dialogue Partners.”

³ ダットン准教授の証言については以下を参照；
<http://foreign.senate.gov/testimony/2009/DuttonTestimony090715p.pdf>
公聴会における各証人の証言については以下を参照；
<http://foreign.senate.gov/hearings/2009/hrg090715p.html>

領海基線法は、スカーバラ礁 (Scarborough Shoal) とカラヤン諸島 (the Kalayaan group : タガログ語で「南沙諸島」) の扱いを巡って、議会審議が難航し、上下両院の採決法案が異なった。下院では、スカーバラ礁と南沙諸島を領域基線に含めたが、上院では、スカーバラ礁と南沙諸島を、基線の外側にある、(UNCLOS 第 121 条の)「島の制度」(“regimes of islands”)として扱っている。その後の両院協議会で採択された上院案が成案となり、アロヨ大統領の署名を経て成立した。領海基線法は、主要な群島のみを領海基線内に含めているが、第 2 条は、スカーバラ礁と南沙諸島に対するフィリピンの主権を明記している。資料 2 は領海基線法に示されたフィリピン領海基線の概念図である。

この領海基線法に対しては、中国が強く抗議した。在マニラ中国大使館は 3 月 11 日、領海基線法を、南シナ海の領土に対する違法かつ根拠のない主張とし、強く反対し、嚴重に抗議する、との声明を発表した。声明は、南巖島 (スカーバラ礁) と南沙諸島は常に中国領土の一部であり、中国はこれら諸島と周辺海域に疑問の余地のない主権を行使してきた、と強調している。(領海基線法を巡る動向については、OPRF 海洋安全保障情報月報 2009 年 2 月号、3 月号 1.3 外交・国際関係参照。)

(3) 沿岸国による大陸棚外側限界延長申請

南シナ海の領有権問題に関して、もう 1 つの重要な動きは、沿岸国による大陸棚外側限界延長申請である。UNCLOS 第 76 条は、沿岸国の領海基線から 200 カイリまでの海底を大陸棚とすると共に、大陸棚の縁辺部が 200 カイリを超えて延びている場合、200 カイリを超えて最大 350 カイリまで、又は 2,500 メートル等深線から 100 カイリまでのいずれか遠い方まで、大陸棚の限界を延長できると規定している。そして沿岸国が 200 カイリを超える大陸棚を設定しようとする場合は、200 カイリを超える大陸棚に関する情報を「大陸棚限界委員会」(the Commission on the Limits of the Continental Shelf : CLCS) に提出しなければならない。CLCS は、沿岸国が提出した情報を検討し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有することになる。1999 年 5 月 13 日より前に UNCLOS 締約国となっている国については、当該期日より 10 年間は提出期限とされており、2009 年 5 月 12 日までに申請文書を提出しなければならない (UNCLOS 締約国会合の決定による)。1999 年 5 月 13 日以降に UNCLOS 締約国となった国については、UNCLOS 附属書 II 第 4 条で、「自国について効力を生じた後できる限り速やかに、如何なる場合も 10 年以内に」という規定が適用される。

南シナ海における大陸棚外側限界の延長に関しては、ベトナムが単独で、マレーシアとベトナムが合同で延長申請に関する文書を CLCS に提出した。ベトナムは 5 月 7 日、南シナ海の北部海域の大陸棚外側限界の延長について、200 カイリを超えて延伸するための文書を CLCS に提出した。この文書は、“a partial submission”で、今後、南シナ海中央部に関する延伸申請文書が提出されることになっている。一方、マレーシアとベトナムは 5 月 6 日、南シナ海南部の大陸棚外側限界について、200 カイリを超えて延伸するための文書を、CLCS に合同で提出した。(資料 3)

これに対して、中国外交部報道官は 5 月 8 日、ベトナムの大陸棚外側限界の延長申請に対して、南シナ海に対する中国の主権、主権的権利及び管轄権を侵害するもので、不法かつ無効である、と反論した。同報道官は、中国は南沙諸島と西沙諸島及びそれらの周辺海域に対して議論の余地のない主権を有しており、またこの海域の海底と海底資源に対する主権的権利と管轄権を有している、と強調した。同報道官によれば、中国国連代表部は、潘基文事務総長に対して文書を提出し、その中で CLCS に対してベトナムの申請を審議しないよう求めた。一方、ベトナム外務省報道官は 5 月 8 日、中国が提出した文書と添付された地図は、東海 (南シナ海) の一部に対するベトナムの主権、主権的権利及

び管轄権を全面的に侵害するものである、と反駁した。更に同報道官は、中国の主張には、何らの法的、歴史的証拠もなく、全く非現実的であるとし、ベトナムは十分な歴史的証拠と法的根拠を持っている、と強調した。

このように、南シナ海を対象とした大陸棚外側限界の延長申請をしたのは、ベトナムとマレーシアだけだが、中国とフィリピンも、他の海域について初歩的な情報や部分申請をすることで、南シナ海における今後の延長申請の権利を留保している。中国外交部報道官が5月11日に明らかにしたところによれば、200カイリを超える大陸棚外側の限界の延伸について、CLCSに初歩的な情報を提出した。中国が提出した文書には、東シナ海の一部の海域について200カイリを超える大陸棚外側の限界の設定が含まれている。外交部報道官は、中国は南シナ海の諸島やその周辺海域に対して、議論の余地のない主権と主権的権利及び管轄権を有していると強調し、中国は今後、他の海域での200カイリを超える大陸棚外側限界の延伸に関する文書を提出する権利を保留している、と述べている。

フィリピンは4月8日、CLCSに対して、ルソン島東側のフィリピン海のベンハム海盆 (Benham Rise) について、大陸棚外側限界の延長申請を行った。今回の申請は“partial submission”と題されており、このことは、今後、係争領域を含む別の申請が提出されることを意味している。今回、境界を巡る係争がないベンハム海盆について部分申請することで、フィリピンは、南沙諸島とスカーバラ礁について関係国と海洋境界問題を解決する時間を確保した。(沿岸各国による延長申請については、OPRF 海洋安全保障情報月報 2009年4月号、5月号各 1.3 外交・国際関係参照。)

2. EEZ における第3国の軍事活動を巡る米中の角逐

(1) 米海軍調査船に対する中国の妨害事案

南シナ海におけるもう1つの重要な出来事は、米海軍調査船に対する中国の妨害事案であった。米国防省報道官が3月9日に明らかにしたところによれば、中国船5隻が南シナ海で8日、米海軍の海洋調査艦、USNS *Impeccable* を尾行し、接近して進路を妨害するなどした。USNS *Impeccable* は、海南島南方70カイリの公海上で、水路調査を行っていた。(資料4) 同艦は、軍事海上輸送コマンド (Military Sealift Command) 傘下で、乗組員は文官で、非武装である。国防省の報道官は、中国船の行動は危険な行為であった、と非難した。米国防省によれば、中国の巡視船は3月4日にも、中国沿岸から125カイリ離れた黄海で調査活動中の調査船、USNS *Victorious* に向けて何度もスポットライトを照射した。同5日には、中国の海上哨戒機が同艦の上を12回にわたって低空飛行した。また、同日、中国海軍のフリゲートがUSNS *Impeccable* の艦首を約100ヤードの距離で横切り、その後海上哨戒機が上空を低空飛行した。同7日には、中国船が、ラジオで、同艦に違法行動であるとして、退去するか、さもなければ重大な結果を招く、と通告した。米国の調査艦は、定期的にこれらの海域で活動しており、5月1日には、2隻の中国漁船が、中国と朝鮮半島の間黄海の公海上で、調査船、USNS *Victorious* に繰り返し異常接近し、1度は30ヤードまで接近したという。また、6月11日には、中国海軍の潜水艦が、米海軍駆逐艦、USS *John McCain* が曳航する水中音響ソナーに衝突した。この衝突で、ソナーが損傷したが、潜水艦と駆逐艦は衝突しなかった。衝突は、フィリピンのスービック湾近海で生じた。(これらの事案については、OPRF 海洋安全保障情報月報 2009年3月号、6月号 1.2 軍事参照。)

こうした事案が最初に大きな注目を浴びたのは、2001年3月24日に米海軍の海洋調査船、USNS *Bowditch* が中国のEEZ内で中国海軍のフリゲート、「黄石」と衝突した事案、そして同年4月1日

に海南島沖合上空で、米海軍の EP-3 偵察機が中国空軍の戦闘機と接触し、中国機が墜落し、パイロットが死亡した事案であった。EP-3 偵察機は、海南島の陵水空軍基地に無許可で緊急着陸した。こうした事案の背景には、EEZにおける第3国の軍事活動に対して沿岸国が規制できるかどうかという、UNCLOSにおける議論の多い問題が内包されている。

(2) EEZにおける第3国の軍事活動に対する米中両国の見解

EEZは、UNCLOSの産物である。UNCLOSは、海洋を、沿岸国の「領海」(the territorial sea)、「内水」(the internal waters)、「排他的経済水域」(the exclusive economic zone)、「群島国の群島水域」(the archipelagic waters of an archipelagic State)、そしていずれの国にも属さない「公海」(the high seas)に区分している。

USNS *Impeccable* の事案は、EEZにおける第3国の軍事活動に対する沿岸国の権利を巡って、米中両国の解釈の相違を改めて明らかにした。

マレーシア海洋研究所のバレンシア (Mark Valencia) 客員研究員によれば、UNCLOSは外国のEEZ内での海洋科学調査の実施には当該沿岸国の同意を必要とし、しかも平和目的でなければならぬと規定しており、中国は、米国の活動を、沿岸国の同意を必要とする海洋科学調査とし、米国には同意を与えていない、と主張している。これに対して、米国は、UNCLOSは沿岸国の同意を必要とする海洋科学調査と、水路調査・軍事調査とを区別しており、後者については同意を必要とせず、航行の自由の行使である、との立場である。⁴

上海交通大学の季国興教授は、米国の解釈について、要旨以下のように述べている。

- ①米国の専門家によれば、米国は、領海より以遠の全ての海域を「国際水域」(“international waters”)とし、そこでは全ての国が公海における航行の自由と上空飛行の自由を享受できると考えている。国際水域には接続水域、EEZ及び公海が含まれ、海洋利用の自由に対する国際的な尊厳は、全世界の沿岸国の領海に至る海域までの自由なアクセスを保証しているとする。
- ②米国はUNCLOSを批准していないが、EEZを支持している。しかし、航行の自由を妨害されないために、EEZに言及する時には、「国際水域」という用語を使っている。「国際水域」はUNCLOSが発効して以来、その法的意味を失った。UNCLOSは第86条で、「公海」を、「いずれの国の排他的経済水域、領海もしくは内水またはいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋のすべての部分」と規定しており、「国際水域」という用語を使っていない。⁵

季国興教授によれば、EEZ内での軍事・情報収集活動の問題はUNCLOSにおける「グレー・エリア」であり、米国、イタリア、ドイツ、オランダ、英国などはUNCLOSに明確に禁止されていないことは認められるとして、EEZ内での軍事・情報収集活動の自由を積極的に主張している。これに対して、中国は、UNCLOS第58条第3項の規定を重視している。第58条は全ての国に対してEEZ内における航行の自由を保証しているが、その行使に当たっては、「沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この部の規定に反しない限り、この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守」しなければならない。従って、「米国は、中国のEEZ内で航行の自由と上空飛行の自由を享受できるが、この自由は無制限のものでなく、米国の艦船と航空機は中国の関係法規を遵守しなければならない」と、季国興教授は指摘している。

⁴ Mark Valencia, “The Impeccable Incident: Truth and Consequences,” *China Security*, Vol.5 No.2, Spring 2009, pp.22-28.

⁵ Ji Guoxing, “The Legality of the ‘Impeccable Incident,’” *China Security*, Vol.5 No.2, Spring 2009, pp.16-21.

前出のダットン準教授も公聴会で、中国は沿岸国が自国の EEZ 内における第 3 国の軍事活動に対して規制しあるいは禁止する権利を持つという解釈に立っている、と述べている。ダットン準教授は、この解釈を、南シナ海の the “nine-dotted line” を繋ぐ U 字型の海域内に対して、中国が排他的な軍事的管轄権を確立しようとする戦略の一環と見、更に、中国は、南シナ海における島嶼に対する中国の主権と南シナ海全域における軍事活動を規制する中国の権利に対する国際的、国内的合法性を確立するために、3 つの側面—legal warfare、public opinion warfare、psychological warfare から、持続的キャンペーンを進めている、と指摘している。

EEZ 内における外国の軍事活動を制約する権利を持つとする国は、中国ばかりではない。ダットン準教授によれば、イラン、パキスタン、インド、バングラデシュ、ミャンマー、マレーシア、ベトナム、そして北朝鮮も、EEZ 内での外国の軍事活動に対して、沿岸国が規制する権限を持つとの立場に立っており、世界で最も重要なシーレーンの 1 つである、アラビア海から日本海にかけての海洋に、“an arc of anti-access” が広がっている。

3. 今後の課題

(1) 南シナ海で交差する米中の軍事戦略

一国の安全保障戦略を方向付ける基本的要因は当該国家の地理的位置であり、どの国家も地政学的要素を無視して対外政策を展開できない。米国は、地政学的には太平洋と大西洋に挟まれた「大陸規模の島国」(an insular power of continental size) と見ることができる⁶。従って米国にとって、ユーラシア大陸の両端は安全保障戦略における最前線ということになり、日本は英国と共に、ユーラシア大陸の東西両端に位置する島国として、最前線における米国の同盟国となっている。

これに対して、中国は本来、ユーラシア大陸の大きな部分を占める大陸国家である。しかしながら、近年の中国の軍事力の近代化、特に海洋正面に向けて海空軍力の到達範囲が伸びつつあることは、米国の最前線である東アジアの海洋部において米中両国の戦略が交差し、軍事的軋轢が今後、増大していくことを予想させる。

米国防省が 3 月 25 日に公表した、中国の軍事力に関する 2009 年版の報告書によれば、中国の海空軍力の到達範囲は台湾を超えて拡大する趨勢にあり、台湾有事において第 3 国の介入を阻止あるいは迎撃する手段を開発することを狙いとして、中国は、西太平洋に展開する第 3 国の軍事力をより遠隔の海域で阻止できる（「アクセス拒否」“anti-access”）、あるいは域内での作戦行動を拒否する（「地域拒否」“area-denial”）能力の開発に持続的な努力を傾注している。そしてこの戦略における中国の当面の狙いは、「第 1 列島線」を越えて、「第 2 列島線」（日本の南東方向からグアム周辺に至るライン）に至る多層的な防衛システムを通じて、この海域における水上艦艇に脅威を与える能力を確保することであると見ている。

中国の主張する南シナ海の U 字型の海域がいわゆる「第 1 列島線」に重なっていることは既に指摘したが、中国は、こうした主張を裏付ける軍事力を備えつつあるということである。前出の米上院公聴会でも、中国のアクセス拒否戦力として、潜水艦戦力、対艦ミサイル戦力の増強などが指摘され、中国は、長い間求めてきた南シナ海における“dominance”の確保を目前にしているとの証言もあった（ダットン準教授）。

⁶ Collin S. Gray, *The Politics of Super Power* (Lexington: The University Press of Kentucky, 1988), p.45.

そしてこのための拠点として注目されるのが、海南島三亜近郊に建設された海軍基地である。米上院公聴会に証人として出席した、American Enterprise Institute のブルメンソール (David Blumenthal) 客員研究員は、この基地について、中国海軍が南シナ海に艦艇を隠密に展開させたり、外洋にアクセスしたりするために利用できる、と指摘している。また、前出の中国の軍事力に関する 2009 年版の報告書は初めて、海南島の新しい海軍基地に言及し、SSN や SSBN に加えて、最新型的水上戦闘艦を収容するに十分な大きさを持っている、と見ている。その上で、地下施設を有するこの基地の戦略的価値について、中国海軍は、この基地から直接、重要な国際シーレーンにアクセスできると共に、南シナ海に隠密裏に潜水艦を展開できる、と指摘している。

3 月 8 日に起こった米海軍海洋調査船に対する中国側の妨害事件は、海南島南方 70 カイリの公海上であった。前出のマレーシア海洋研究所のバレンシア客員研究員は、USNS *Impeccable* は中国の潜水艦を追尾していたとして、三亜基地の潜水艦をどの程度の距離から探知可能かを測定していた可能性を指摘している。その上で、中国がこの事案を特に SSBN 戦力を無力化する試みと見、強い拒否反応を示した所以としている。

(2) EEZ 内での軍事活動に関する指針の必要性

シェヤー (Robert Scher) 国防次官補代理は前出の上院公聴会での証言で、この海域における米国の活動について、「この海域における米国の行動は、通常の定期的なもので、UNCLOS に準拠した行動である。米国の行動は、この地域における米国の国益と西太平洋の安全と安定を維持していく意志に基づくものであり、米国は南シナ海における活動を継続する」と言明した。また、その他の証人も等しく、米国は“resident Pacific Power”として、東アジアに強力な軍事プレゼンスを維持していくべき、と強調している。そして、EEZ 内での軍事活動に関して、シェヤー国防次官補代理は、200 カイリまでの EEZ が世界の海の約 40% を占めており、EEZ における航行の自由の維持がグローバル経済と国際的な平和と安全保障にとって不可欠であり、EEZ における海洋利用の自由を規制する如何なる試みも拒否する、と証言している。

こうした米中両国の立場の相違を埋めるのは、両国の軍事戦略がその根源にあることから、容易ではあるまい。米国の東アジアにおける軍事プレゼンスとそこにおける航行の自由、上空飛行の自由を担保した上で、海洋における軍事的軋轢とそのエスカレートを抑止する何らかの信頼醸成措置を構築できるかどうか、当面の課題であろう。米中間には、1998 年 1 月に調印された、「米中軍事海洋協議協定」(the U.S.-China Military Maritime Consultative Agreement: MMCA) があり、8 月 26 日、27 日の両日、米中両国の専門家による、MMCA に基づく協議が、北京で開催された。この会議で、米中双方は米中間の海・空の軍事安全保障問題を MMCA のメカニズムを通じて漸進的に解決することで合意した (本号、1.2 軍事参照)。前出の李国興教授は、EEZ 内で認められる軍情報活動について何らかのコンセンサスを見出すことが重要であるとして、例えば、航行の安全を確保するための海象データの収集活動は認められるが、軍事目的のための軍情報の収集活動は認められないといった、区分けを提言している。

EEZ における軍事活動の在り方については、海洋政策研究財団が 2005 年 9 月に、「排他的経済水域における航行および上空飛行に関わる指針」⁷を公表している。これは、各国の専門家から構成され

⁷ この指針については、以下を参照 ; http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/200509_20051205_j.pdf

なお、メンバーの 1 人である、坂元茂樹「排他的経済水域における軍事活動」(栗林忠男、秋山昌廣編著『海の国際秩序と海洋政策』(東信堂、2006 年) 第 3 章所収) も参照。

る、EEZ グループ 21 による 4 年間の議論を経て、作成されたものである。「指針」は、「軍事活動」(“military activities”) を、「艦艇、軍用機、軍用機器の展開を意味し、これには情報収集、演習、実験、訓練、武器使用を含む」と定義している。「指針」は、幾つかの規制を設けた上で、「艦艇および軍用機は、他国の排他的経済水域における航行と上空飛行の権利、および軍事行動に伴うその他の国際法上合法的な活動に従事する権利を有する」としている。「指針」によれば、これが公表された背景には、①アジアの海洋事情が、海洋の地形、EEZ の大きさ、海洋の管轄権を巡る対立などから、独特かつ複雑であること、②アジアでは EEZ の法的地位や解釈が曖昧で認識に幅があること、③沿岸国による法制や沿岸域の開発と、沿岸国以外による情報収集や調査あるいは演習といった活発な海軍活動が紛争を生じさせ始めている、といったことがあった。「指針」公表から 4 年を経て、「EEZ のレジームをより明確にし、合意を形成」することは、一層その緊急性を高めてきているといえよう。

(3) 領有権問題における課題

南シナ海における領有権問題の行方も、EEZ における軍事活動の在り方とも関連して、前途多難である。中国と ASEAN 諸国は 2002 年 11 月 4 日に、領有権問題の平和的解決に向けた、「南シナ海における関係国の行動宣言」(the Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea)⁸ に署名した。「行動宣言」は、拘束力を持つものでなく、南シナ海の紛争当事国間における各種の協力関係の進展を奨励するだけであった。より具体的な行動を定め、かつ法的拘束力を有する「南シナ海における地域行動規範」の策定に向けた作業は、大きな進展がなかった。この間、中国は、ベトナム、フィリピン、マレーシアのエネルギー資源の開発や領有権を巡る動きを繰り返し非難してきた。一方で、中国は、南シナ海における U 字型の領有権主張を強めると共に、それを裏付ける軍事力の強化に努めてきた。他の沿岸国は、軍事力において中国に太刀打ちできる状況にない。

マーシェル (Scot Marciel) 米国務次官補代理は上院公聴会での証言で、ASEAN の南シナ海における領土紛争への対処について、グループとして中国と交渉すべきであるとして、「中国は、ASEAN の個々のメンバーと 1 対 1 の交渉を好むが、ASEAN は 1 つのグループに纏まって中国と対処すべきである」と述べた。7 月 29 日付のマレーシアの *KL Security Review* は、中国の領有権問題に対する強固な姿勢に対処するために、遠からず“Southeast Asian Spratly Group”が形成されるであろう、と見ている。そして“Southeast Asian Spratly Group”が、米国、シンガポール、オーストラリア、日本など、航行の自由を基本的な国益とするグループを潜在的なメンバーとして、“Anti China Spratly Group”に拡大していく可能性さえ指摘している。

米国は、南シナ海の領有権紛争に対しては、基本的に中立の立場を維持してきた。しかしながら、米上院外交委員会のウェブ小委員長が指摘するように、「米国は、領土紛争の解決を支援する上で特異な立場にある。米国のみが、中国がもたらしつつある域内の不均衡を是正する実力を備えている」ことから、米国の今後の動向が東アジアの海洋秩序の形成に大きな影響を及ぼすであろう。そのためには、米国のアジア太平洋地域における軍事プレゼンスの維持が不可欠であることは、言うまでもないことである。

(文責：上野英詞)

⁸ これについては、以下を参照；<http://www.aseansec.org/13163.htm>

資料 1

各国が主張する南シナ海の領有権

注：破線は中国の the “nine-dotted line”

Source: CIA Maps and Publications for the public

<http://community.middlebury.edu/~scs/maps/EEZ%20Claims,%20Oil%20and%20Gas%20Resources.jpg>

中国の「第 1 列島線」、「第 2 列島線」

Source: China Military Report 2009, U.S. Department of Defense

http://www.defenselink.mil/pubs/pdfs/China_Military_Power_Report_2009.pdf

資料 2

フィリピン領海基線の概念図

http://www.ellentordesillas.com/wp-content/uploads/2008/03/map3_cmoa_option.JPG

資料 3

ベトナムの大陸棚外側限界延伸申請地図

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/vnm37_09/vnm2009n_executive_summary.pdf

ベトナム・マレーシアの合同大陸棚外側限界延伸申請地図

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/mys_vnm2009executivesummary.pdf

資料 4

USNS *Impeccable* 事案の発生場所

Source: BBC News, March 10

<http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/7934138.stm>

リンク先

AFP	http://www.afp.com/home/
Antara News	http://www.antaraneews.com/en/
Arab News	http://www.arabnews.com/
BBC News	http://news.bbc.co.uk/
Bosphorus Naval News	http://turkishnavy.blogspot.com/
CNN	http://www.cnn.com/
EU NAVFOR Somalia	http://www.consilium.europa.eu/showPage.aspx?id=1518&lang=en
Expatica	http://www.expatica.com/
Fairplay Daily News	http://www.fairplay.co.uk/
Garowe Online	http://www.garoweonline.com/artman2/publish/index.shtml
GMA News.TV	http://www.gmanews.tv/index.html
Khaleej Times	http://www.khaleejtimes.com/index00.asp
Lloyd's List	http://www.lloydslist.com/ll/home/index.htm
Maritime Global Net	http://www.mgn.com/
Maritime Security Centre, Horn of Africa	http://www.mschoa.org/Default.aspx
Ministry of Defense (防衛省)	http://www.mod.go.jp/
NATO HP	http://www.nato.int/cps/en/natolive/index.htm
PLA Daily	http://english.chinamil.com.cn/
ReCAAP	http://www.recaap.org/index.asp
Reuters	http://www.reuters.com/
Strategy Page	http://www.strategypage.com/
The Australian	http://www.theaustralian.news.com.au/
The Financial Times	http://www.ft.com/home/asia
The Times of India	http://timesofindia.indiatimes.com/
Trade Winds	http://www.tradewinds.no/
U.S. Naval Forces Central Command	http://www.cusnc.navy.mil/
VietNamNet	http://english.vietnamnet.vn/
Xinhua (新華社)	http://www.xinhuanet.com/english/
中国軍網	http://www.chinamil.com.cn/

海洋政策研究財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目15番16号 海洋船舶ビル3F
TEL.03-3502-1828 FAX.03-3502-2033

((財)シップ・アンド・オーシャン財団は、標記名称にて活動しています)